

問番号	問内容
対象となる臨時休業等	
Q03-01	<p>臨時休業の要請対象とはなっていない保育所等が、自主的に休業した場合、そこに通う子の保護者も対象となりますか。</p>
<p>直接の要請対象等になっていない保育所等が休業した場合も対象となります。</p>	
Q03-02	<p>小学校等は休業しているが、小学校等側が子どもを預かるために小学校等を開放している場合も対象になりますか。</p>
<p>対象になります。</p>	
Q03-03	<p>保育所等から、可能な範囲で利用を控えてほしいという依頼があり、予定されていた仕事ができなくなった場合は対象となりますか。</p>
<p>対象になります。</p>	
Q03-04	<p>小学校や保育所等は休業しておらず、利用を控えるようお願いされているということもない。自主的に登校等を自粛した場合は対象となりますか。</p>
<p>対象になりません。 ただし、特定の子どもについて、学校等が、新型コロナウイルスに関連して特別に休むことを認める場合等は、対象になります。</p>	
Q03-05	<p>普段放課後児童クラブを利用しています。小学校等は休業していないが、放課後児童クラブは休業している場合は対象になりますか。</p>
<p>対象になります。</p>	
Q03-06	<p>夏休み期間・冬休み期間中は放課後児童クラブに子供を預ける予定でしたが、放課後児童クラブが休業している場合は、夏休み期間・冬休み期間中でも対象になりますか。</p>
<p>放課後児童クラブが本来利用可能であった日は対象になります。</p>	
Q03-07	<p>小学校等が休業しているが、放課後児童クラブはあいている場合、保護者が自主的に子どもが通うのをやめさせて、仕事ができなくなっている場合も対象になりますか。</p>
<p>対象になります。</p>	

問番号	問内容
Q03-08	<p>帰省等で他の都道府県から戻った小学生に対して、学校等から2週間の自宅待機指示があったため、保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。</p>
<p>対象になります。 この場合は、待機指示の期間が分かる学校からのお知らせの写しなどを添付してください。</p>	
Q03-09	<p>小学校等が学校休業中や学校一部再開後に、新型コロナウイルス感染症に対応して、午前授業・午後授業など授業時間の短縮を行い、そのために保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。</p>
<p>登校日ではありますが、左記の場合は対象になります。 この場合は、授業時間の短縮の日程が分かる学校からのお知らせの写しなどを添付してください。</p>	
Q03-10	<p>小学校等が学校休業中や学校一部再開したものの、新型コロナウイルス感染症に対応して、学校の全部又は一部休業中の措置として、任意の登校日を設けたり、分散登校を行い、子どもが登校しないことを認められている日が生じた場合において、その日について保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。</p>
<p>対象になります。 この場合は、分散登校・任意の登校日の日程が分かる学校からのお知らせの写しなどを添付してください。</p>	
Q03-11	<p>小学校等が学校休業中や学校一部再開したものの、新型コロナウイルス感染症に対応して、分散登校を行っていますが、子どもが通常の登校日と同じように登校し授業を受けている日（登校・下校時刻などが通常の登校日と同じような日）について、保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。</p>
<p>登校・下校時刻などが通常の登校日と同様である日については、対象になりません。ただし、分散登校で半日授業等を行っている場合は対象になります。</p>	
Q03-12	<p>小学校等が学校休業中や学校一部再開後に、新型コロナウイルス感染症に対応して、在宅オンライン授業や分散登校を行い、そのために保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。</p>
<p>対象になります。 この場合は、在宅オンライン授業の日程が分かる学校からのお知らせの写しなどを添付してください。</p>	

問番号	問内容
Q03-13	<p>始業式の日については、支援の対象になりますか。</p>
	<p>当該始業式が新型コロナウイルス感染症による臨時休業日（期間）に該当する場合は対象となります。 臨時休業日（期間）ではないが、子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染の疑いがある、もしくは小学校等が新型コロナウイルス感染症に関連して特別に休むことを認めた場合は対象となります。</p>
Q03-14	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、夏休み期間が延長した場合は、新たに夏休みとなった期間について対象になりますか。</p>

通常どおり授業が行われているにもかかわらず自主的に登校等を自粛した場合は原則として対象になりません。
 ただし、小学校等が新型コロナウイルス感染症に関連してやむを得ず出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。
 また、それ以外にも、特定の子どもについて、学校等が、新型コロナウイルスに関連して特別に休むことを認める場合等は、対象となります。
 いずれの場合にも、小学校等が欠席とはしない取扱いをしたこと（又は登校等しないことを認めたこと）が分かる書類の写しを添付してください。

（参考）

文部科学省作成『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』（2021.4.28Ver.6 ※2021.5.28一部修正）
https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kouhou01-000007426_1.pdf
 第2章 4.

（2）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合
 まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください
 その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能です。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮してください。

Q03-15	<p>臨時休業その他これに準ずる措置とは、どのような措置をいいますか。</p>
--------	---

以下のような措置をいいます。
 a 小学校等がガイドライン等に基づき臨時休業や当該施設又は事業所利用の停止を行うこと。
 b 地方公共団体、施設の設置者又は事業者から当該施設又は事業の利用を控えるよう依頼すること。
 c 特定の子どもについて、小学校等が新型コロナウイルス感染症に関連して出席しなくてもよいと認めること。

問番号	問内容
Q03-16	新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等全体の休業ではなく、学年閉鎖や学級閉鎖となった場合は対象になりますか。

対象となります。

Q03-17	子どものワクチン接種の付き添いや当該接種後の発熱等の症状による子どもの看護のために仕事を休んだ場合は対象になりますか。
--------	---

学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象になります（学校以外の場合については、特定の子どもが新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるため又は当該接種後の発熱等の症状のため欠席等している場合は、施設等の長の承認の有無を問いません。）。